

神奈川県監査委員公表第7号

監査の結果により講じた措置の内容について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、神奈川県教育委員会教育長から監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年4月17日

神奈川県監査委員 大 竹 准 一
同 吉 川 知恵子
同 中 家 華 江
同 加 藤 元 弥
同 青 山 圭 一

1 措置の対象となった監査の結果

令和6年10月9日神奈川県監査委員公表第12号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会分44か所（既報告の7か所を除く。）に係る73事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施 箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	令和6年8月2日及び同年10月2日（令和6年6月3日職員調査）	（不適切事項） 1 支出事務において、保有する公用車4台について、業務上、テレビを視聴する必要性がないと認められるにもかかわらず、テレビ受信機能を有するカーナビゲーションを搭載し、NHKと放送受信契約を締結しており、令和5年度において受信料26,464円を支払っていた。 2 契約事務において、横浜修悠館高等学校ほか1校コンピュータ教室機器賃貸借（再リース）契約ほか2件（契約額計3,058,704円）について、債務負担行為としての議会の議決を経ることなく、年度を超えて契約を締結していた。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、公用車においてテレビを視聴する必要性及び情報収集に係る代替手段についての検討が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、令和6年11月7日に「テレビ受信機能付きカーナビゲーションの搭載に係るNHK受信料支払いへの対応方針」を定め、将来にわたるNHK受信料とアンテナ撤去等に係る費用を比較し、NHK受信料が安価である場合を除いて、アンテナの撤去等を行う、又はテレビ受信機能のないカーナビゲーションを搭載する車両へ更新し、適正な事務執行に努める。

			なお、当該公用車については、テレビ受信機能をカーナビゲーションから撤去する費用が、公用車更新までの期間に負担する受信料を上回ることから、放送受信契約は継続する。 2 契約事務については、長期継続契約の成立要件に関し、所属として理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、所属内で神奈川県財務規則その他契約事務の理解の向上を図ることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
行政部財務課	令和6年8月2日及び同年10月2日（令和6年6月5日職員調査）	（不適切事項） 1 収入事務において、就学支援金の申請書類の保護者からの提出が遅れたことにより就学支援金を充当することができずに収入未済となった令和元年度の授業料1件、29,700円について、その後、文部科学省へ過年度に係る実績報告書の訂正を行うことにより追加支給を受ける必要があったにもかかわらず、令和5年12月まで当該実績報告書の訂正を行っておらず、追加支給の手続が著しく遅れていた。 2 支出事務において、消耗品代1件、570円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。 3 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 令和5年度県立高等学校等授業料収納データ作成等業務委託契約（単価契約、支払額1,997,887円、契約期間：令和5年4月1日か	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 収入事務については、財務課担当者及び学校担当者の文部科学省への実績報告訂正手続に係る情報共有や進捗管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、継続して対応が必要な事案については、進行管理表を作成し、確認体制を強化することや学校職員との情報共有を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 支出事務については、担当職員が請求書の確認を怠り、支出期限に向けた進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、書類内容の確認を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 3 契約事務については、次の

		ら令和6年3月31日まで)の締結に当たり、契約日が令和5年4月13日であるにもかかわらず、契約の効力について遡及条項を設けることなくその効力を遡及させていた。 (2) 令和5年度県立高等学校等新入生一括登録に係るデータエントリ業務委託契約(単価契約、支払額1,480,986円)の検査に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定められた期限の1日後に検査を完了していた。	とおりである。 (1) 令和5年度県立高等学校等授業料収納データ作成等業務委託契約については、契約書作成時における、所属としての確認体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、契約の効力に係る遡及事項の設定を含め、適正な契約書の作成について、複数職員による確認を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 (2) 令和5年度県立高等学校等新入生一括登録に係るデータエントリ業務委託契約については、関係法令の理解不足及び決裁過程での確認不足によるものである。 今後は、このようなことがないように、関係職員へ検査に係る適正な手続について改めて理解向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
行政部教育施設課	令和6年8月2日及び同年10月2日(令和6年6月6日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、県土整備局住宅営繕事務所(以下「住宅営繕事務所」という。)への依頼工事により実施した神奈川県立光陵高等学校(以下「光陵高校」という。)における体育館改修及び耐震補強工事(以下「本件工事」という。)について、教育局行政部教育施設課(以下「教育施設課」という。)は、住宅営繕事務所から本件工事の予算が不足するとの報告を受けて、バレーボール支	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、神奈川県立光陵高等学校体育館改修及び耐震補強工事に係る備品購入において、担当者が工事契約から備品部分を引き離し、教育局で別途執行する予定であったが執行に必要な手続を失念していたもので、会計知識の不足と所属内の情報共有がなされていないことによるものである。 今後は、このようなことが

	柱等の体育館の備品（以下「床関連備品」という。）の調達（調達額2,583,900円）について、本件工事の契約とは別の契約により支払うこととし、令和5年11月に本件工事の契約の対象から除外したが、同年10月には、本件工事の請負業者（以下「業者」という。）が光陵高校に床関連備品を納入し、受領されていることなどから、新たに床関連備品の調達に係る契約を締結することはできず、また、本来、床関連備品の調達を本件工事の契約の対象から除外することはできないものであったところ、教育施設課は、令和6年3月になって、予算の流用を行い必要な財源を確保した上で執行手続を行い、業者に対して床関連備品の費用を支払っているが、これは、適正な手続により締結した契約に基づく支払ではなく、不適正な経理処理を行って業者に対して支払を行ったものであった。 2 支出事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 電気代2件、23,100円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。 (2) 保有する公用車1台について、業務上、テレビを視聴する必要性がないと認められるにもかかわらず、テレビ受信機能を有するカーナビゲーションを搭載し、NHKと放送受信契約を締結しており、令和5年度において受信料6,616円を支払っていた。	ないよう、現場調整状況を次席及びグループリーダーに報告することを徹底するとともに、会計事務の正しい知識等を習得できるよう研修会等の機会をより積極的に活用することなどにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 支出事務については、次のとおりである。 (1) 電気代の支払遅延については、担当者が支払手続を失念していたもので、会計知識の不足と所属内の情報共有がなされていないことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、会計事務の正しい知識等を習得できるよう研修会等の機会をより積極的に活用するとともに、毎月の支払状況を整理する表を作成し、複数人で手続の遅れがないかを確認することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 (2) カーナビゲーションにおけるNHKの受信料については、主に災害時における公用車での情報収集手段のあり方の検討が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、カーナビゲーションのテレビ受信機能を撤去し、NHKの放送受信契約を解約することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 3 物品管理事務については、神奈川県立光陵高等学校における備品購入の執行手続の遅れに伴い、令和6年3月26日
--	---	--

		3 物品管理事務において、神奈川県立光陵高等学校の体育館に設置するために取得したバレーボール支柱など備品3点（価格計1,669,800円）について、同校に対して備品台帳への登録など神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を取得年度に依頼していなかった。その結果、同校における物品の管理に係る手続が会計年度を超えて遅延していた。	に支払を行った後、会計局と入力内容の調整のうえ、出納閉鎖期間内に登録を行えばよいと誤認していたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、支払後速やかに備品登録の依頼ができるよう固定資産登録に関する知識向上を図ることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
指導部高校教育課	令和6年8月2日及び同年10月2日（令和6年6月10日職員調査）	（不適切事項） 1 予算の執行において、次のとおり誤りがあった。 (1) 上矢部高校CG教室機器の借入契約終了に伴う情報機器買取代1件、149,270円の執行に当たり、大型インクジェットプリンタ（112,860円）については「（節）備品購入費」とすべきところ、全額を「（節）需用費」で執行していた。 (2) 神奈川県立厚木王子高等学校のネットワーク機器の購入代1件、7,150,000円の執行に当たり、L3 Switch等の物品等に係る執行科目ごとの金額について、落札額の内訳書における単価等に基づき算出すべきところ、予定価格積算時における物品等の積算額に落札率（契約金額の予定価格に対する比率をいう。）を乗じるなどして算出していた。その結果、「（節）備品購入費」の支出済額が922,850円過大となっていた一方で、「（節）需用費」の支出済額が同額過小となっていた。 2 支出事務において、甲種防	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、次のとおりである。 (1) 上矢部高校CGの教室機器の借入契約終了に伴う情報機器買取代については、執行書類の確認が不足していたことに加え、決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、本件誤りの内容を所属として共有し、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 (2) 神奈川県立厚木王子高等学校のネットワーク機器の購入代については、担当者が必要な事務処理を失念したことによるものである。 今後は、このようなことがないように、本件誤りの内容を所属として共有し、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより再発

		火管理新規講習受講手数料1件、6,000円について、前渡金精算報告が3月を超えて遅れていた。 3 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 神奈川県公立高等学校等特色紹介冊子「輝けきみの明日―行きたい・知りたい公立高校―令和6年度入学生にむけて」の作成代（契約額1,518,000円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。 (2) 令和6年度神奈川県立中等教育学校入学者決定（令和5年度実施）におけるイベント予約システム及びインターネット出題システム構築及び運営保守業務委託契約（契約額1,089,000円）の検査に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定められた期限の1日後に検査を完了していた。 4 物品管理事務において、購入により取得したL3 Switch等（価格計3,080,000円）について、備品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていなかった。	防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 支出事務については、進捗管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、各職員の業務の進捗状況を共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 3 契約事務については、次のとおりである。 (1) 神奈川県公立高等学校等特色紹介冊子の履行確認については、担当者の神奈川県財務規則に対する理解が不足していたことに加え、決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、所属として同規則に対する正しい理解を共有するとともに、決裁の過程において、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 (2) 令和6年度神奈川県立中等教育学校入学者決定（令和5年度実施）におけるイベント予約システム及びインターネット出題システム構築及び運営保守業務委託契約の検査については、担当者の政府契約の支払遅延防止等に関する法律に対する理解が不足していたことに加え、決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、所属として同法に対する正しい理解を共有する
--	--	---	---

			とともに、決裁の過程において、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 4 物品管理事務については、担当者の神奈川県財務規則に対する理解が不足していたことに加え、決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、所属として同規則に対する正しい理解を共有するとともに、決裁の過程において、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
指導部保健体育課	令和6年8月2日（令和6年6月12日職員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、令和4年度公立幼稚園等安心・安全対策支援事業費補助金3件（交付決定額計1,837,400円、精算額計1,771,200円）について、令和4年度に行った補助金交付決定の時点で支出負担行為の決裁を受ける必要があったところ、年度を超えて令和5年度に決裁を受けていた。	不適切事項については、担当者の神奈川県財務規則運用通知に対する理解が不足していたことに加え、経理担当者と事業担当者の間の連絡調整が不十分であったことが原因であり、所属内の決裁過程におけるチェック機能も不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、所属として同規則等に対する正しい理解を共有するとともに、経理担当者と事業担当者の連絡調整を十分に行い、決裁過程において、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
支援部子ども教育支援課	令和6年8月2日及び同年9月18日（令和6年6月13日職員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、全国小学校家庭科教育研究会全国大会神奈川大会賛助金ほか2件（支払額計280,000円）の執行に当たり、「（節）負担金、補助及び交付金」とすべきところ、「（節）報償費」で執行していた。	不適切事項については、所属における執行科目に関する理解が不足していたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、本件誤りの内容を所属内で共有するとともに、執行時における科目の確認を徹底することにより再発防止に取り組

			み、適正な事務執行に努める。
生涯学習部文化遺産課	令和6年8月2日（令和6年6月18日職員調査）	（不適切事項） 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に係る使用料1件、15,794円について、調定を重複して2回行っていた。これにより、使用料15,794円を重複して徴収していた。	不適切事項については、担当者間での事務引継ぎが不十分であったこと及び所属内においても進捗状況等の情報共有がされていなかったことによるものであり、使用許可の相手方に対して、令和6年10月24日に過誤納金還付手続を行い、同年10月29日に支払を行った。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による業務の進捗管理を徹底し、確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立図書館	令和6年2月28日（令和5年12月13日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、県立図書館エレベーター保守管理業務委託契約（契約額 2,112,000円）について、入札の不調による随意契約の締結に当たり、再度の入札を実施しておらず、地方自治法施行令及び神奈川県財務規則運用通知に定める随意契約によることができる要件に該当しないにもかかわらず、随意契約を行っていた。	不適切事項については、神奈川県財務規則運用通知の理解が不足していたため、入札が不調になった際に一者随意契約に移行することが可能であると誤認したことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、同規則運用通知について理解を共有するとともに、日程に余裕を持って入札の手続を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立金沢文庫	令和6年9月24日（令和6年3月5日職員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、次のとおり誤りがあった。 1 無体財産権許諾利用料1件、330,990円について、（款）財産収入（項）財産運用収入（目）財産貸付収入（節）特許権等運用収入とすべきところ、（款）諸収入（項）雑入（目）雑入（節）教育費雑入で収入していた。 2 所属する研究者から令和5	不適切事項の予算の執行については、次のとおり措置した。 1 無体財産権許諾利用料については、担当者の収入科目に対する理解が不足していたことに加え、決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものであり、令和6年5月21日に科目更訂を行った。 今後は、このようなことがな

		年度に譲渡されたとする科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金の間接経費945,000円並びにこれら補助金等の直接経費に関して生じた利子26円について、地方自治法の規定に基づき歳入予算に編入すべきところ、これを行わないなど計945,029円について、市中銀行に開設した預金口座で別途に経理していた。	いよう、本件誤りの内容を所属として共有し、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 所属する研究者から令和5年度に譲渡されたとする科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金の間接経費並びにこれら補助金等の直接経費に関して生じた利子については、担当者の地方自治法の規定に基づく歳入予算の編入に対する理解が不足していたことに加え、所属の確認体制が不十分であったことによるものである。 今後は、関係部署と調整の上、令和7年度より当該間接経費等を歳入予算に編入する。また、所属として同規定に対する正しい理解を共有するとともに、予算の執行に際しては、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立近代美術館	令和6年9月24日（令和6年1月30日職員調査）	（不適切事項） 1 予算の執行において、所属する研究者から令和5年度に譲渡されたとする科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金の直接経費に関して生じた利子19円について、地方自治法の規定に基づき歳入予算に編入すべきところ、これを行わず、令和4年度からの間接経費等の繰越分など496,299円と合わせて計496,318円について、市中銀行に開設した預金口座で別途に経理していた。 2 歳計外現金事務において、講師謝礼金等に係る所得税及び復興特別所得税1件、	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行事務については、担当者の地方自治法の規定に基づく歳入予算の編入に対する理解が不足していたことに加え、所属の確認体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係部署と調整の上、令和7年度より当該間接経費等を歳入予算に編入し、所属として同規定に対する正しい理解を共有するとともに、予算の執行に際しては、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組

		40,702円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。	み、適正な事務執行に努める。 2 歳計外現金事務については、担当職員の理解不足と所属の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、進行管理表により各職員の業務の進捗状況を共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立総合教育センター	令和6年8月13日（令和6年3月18日及び同月19日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、令和5年度中高生SNS相談@かながわ業務委託契約（契約額8,657,000円）に係る契約書について、業務の履行により生じる成果物の著作権の帰属に関し、仕様書と異なる内容の約定を行っていた。	不適切事項については、契約書作成時における所属としての確認体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、著作権の帰属に係る契約書及び仕様書の記載内容の確認を含め、適正な契約書の作成について、複数職員による確認を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立歴史博物館	令和6年9月18日（令和6年2月6日職員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、所属する研究者から令和5年度に譲渡されたとする科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金の間接経費2,010,000円及びこれら補助金等の直接経費に関して生じた利子74円について、地方自治法の規定に基づき歳入予算に編入すべきところ、これを行わず、令和4年度からの間接経費等の繰越分など648,143円と合わせて計2,658,217円について、市中銀行に開設した預金口座で別途に経理していた。	不適切事項については、所属として、地方自治法の規定に基づく歳入予算の編入に対する理解と確認体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、令和7年度当初予算から当該経費等を県予算に編入するとともに、所属として同規定に対する正しい理解を共有することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立生命の星・地球博物館	令和6年2月8日及び同年9月18日（令和5年12月14日及び同月15日職員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、所属する研究者から令和5年度に譲渡されたとする科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金の間接経費5,205,000円及びこれ	不適切事項については、科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金の間接経費及びこれら補助金等の直接経費に関して生じた利子は県予算とは別の

		ら補助金等の直接経費に関して生じた利子144円について、地方自治法の規定に基づき歳入予算に編入すべきところ、これを行わず、令和4年度からの間接経費等の繰越分など3,746,621円と合わせて計8,951,765円について、市中銀行に開設した預金口座で別途に経理していた。	ものとして管理する必要があると考えたことから、県予算に編入する必要がないと認識していたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係部署と調整の上、令和7年度より当該間接経費等を歳入予算に編入するとともに、所属として関係法規に対する正しい理解を職員で共有することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立横浜緑ヶ丘高等学校	令和6年9月5日（令和6年4月17日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、令和5年度県立学校人権教育校内研修会講師謝礼金ほか1件（支払額計42,000円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。	不適切事項については、担当者の関係規定に対する理解が不足していたことに加え、決裁過程におけるチェック機能も不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、所属として関係規定等に対する正しい理解を共有するとともに、決裁の過程において、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立光陵高等学校	令和6年5月7日（令和5年12月11日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、清水ヶ丘公園体育館使用料ほか4件（支払額計14,534円）について、予期できた経費であったため、資金前渡により支払うべきところ、職員が立て替えて支払っていた。	不適切事項については、担当者の神奈川県財務規則運用通知に対する理解が不足していたことに加え、教職員の使用料支払に関する認識誤りがあったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、所属として同運用通知等に対する正しい理解を共有し、また、今年度は教職員への施設の利用申請前に周知を実施し、使用料支払に関する理解を深めることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立横浜水取沢高等学校	令和6年9月9日（令和6年4月17日職員調査）	（不適切事項） 歳計外現金事務において、部活動インストラクター謝礼に係	不適切事項については、所得税及び復興特別所得税納付事務

	員調査)	る所得税及び復興特別所得税1件、4,356円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。	の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、進行管理表により各職員の業務の進捗状況を共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立新羽高等学校	令和6年9月25日（令和6年4月16日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、令和5年度における部活動インストラクター12名の委嘱に当たり、部活動インストラクター取扱要綱に反し、所要の保険への加入契約を行っていなかった。	不適切事項については、担当者の部活動インストラクター取扱要綱に対する理解が不足していたことから保険の加入契約を失念したことに加え、複数の職員でチェックする等決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立白山高等学校	令和6年8月20日（令和6年4月16日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、修学旅行等引率指導業務に係る教員特殊業務手当について、特殊勤務手当実績整理簿へ記載していなかったため、1件、20,400円を支給していなかった。	不適切事項については、教員特殊業務手当に係る庶務事務手続の進行管理等が不十分であったことによるものであり、令和6年5月16日に支給漏れ分を支給した。 今後は、このようなことがないよう、管理職によるチェックを確実にを行うとともに、措置の内容を引継資料に含めることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立荏田高等学校	令和6年9月13日（令和6年4月12日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、令和6年1月分の部活動インストラクター謝礼1件、210,400円について、部活動インストラクター取扱要綱に定められた日に支払を行っていなかった。	不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、進行管理表により例月の処理状況を把握するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。

神奈川県立生田高等学校	令和6年9月13日（令和6年1月11日職員調査）	（不適切事項） 1 予算の執行において、生徒用ロッカーリース契約ほか2件（契約総額11,491,200円）の令和元年度から令和4年度までの支払額計3,953,400円について、公費により支出すべきところ、私費会計から支出していた。 2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 （1）物品の購入を含む放送設備更新・改修工事契約（契約額2,420,000円）の締結に当たり、予定価格が160万円を超える財産の買入れであることから競争入札により契約者を決定すべきところ、予定価格250万円以下の工事又は製造の請負として見積合せを行い随意契約を締結していた。また、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が160万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。 （2）私費会計により調達していた生徒用ロッカーの買取契約3件（契約額計7,776,300円）について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が160万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、生徒用ロッカーのリースの負担について公費として支出すべきところ、確認が不十分であり私費により支出したものである。 今後は、このようなことがないように、十分に根拠を確認して、予算計上することにより公費負担が必要なものについては継続的に予算要望し、再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 契約事務については、次のとおりである。 （1）物品の購入を含む放送設備更新・改修工事契約については、入札の要件についての認識が誤っていたことによるものである。また、随意契約に係る契約結果を公表していなかったことについては、当該契約結果の公表が必要であるという認識がなかったことによるものであり、令和6年4月23日に契約結果を公表した。 今後は、このようなことがないように、関係規定や手引等の一層の理解に努めるとともに、複数人により慎重に確認を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 （2）随意契約に係る契約結果を公表していなかったことについては、当該契約結果の公表が必要であるという認識がなかったことによるものであり、令和6年4月23日に契約結果を公表した。 今後は、このようなことがないように、関係規定や手
-------------	--------------------------	---	--

			引等の一層の理解に努めるとともに、複数人により慎重に確認を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立相模原高等学校	令和6年9月9日（令和6年4月22日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 1 スクールロッカーの購入契約ほか3件（契約額計20,912,320円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。 2 スクールロッカーの購入契約ほか3件（契約額計20,912,320円）について、契約書に契約締結日の記載がなかった。 3 物品運搬代1件、499,400円について、会計局長通知に基づき、発注書を作成すべきところ、これを作成していなかった。 4 Wi-Fiアンテナ用LANケーブル修繕代1件、11,000円について、緊急時等の対応として起案用紙等を用いて予め方針を伺った上で発注すべきところ、これを行わずに発注していた。 5 格技場エアコン設置代ほか192件（支払額計22,983,522円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合と同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。	不適切事項の契約事務については、次のとおり措置した。 1 検査調書を作成していなかったことについては、担当者の神奈川県財務規則運用通知に対する理解が不足していたことに加え、決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、事務長を含めた複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 契約書に契約締結日を記載していなかったことについては、担当者の契約事務に対する理解が不足していたことに加え、複数職員による確認も不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、事務長を含めた複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 3 発注書を作成していなかったことについては、担当者の会計事務に対する理解が不足していたことに加え、複数職員による確認も不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、事務長を含めた複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に

			取り組み、適正な事務執行に努める。 4 緊急時等の対応として起案用紙等を用いて予め方針を伺った上で発注していなかったことについては、担当者の会計事務に対する理解が不足していたことに加え、複数職員による確認も不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、事務長を含めた複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 5 履行確認に関する記録を作成していなかったことについては、担当者の会計事務に対する理解が不足していたことに加え、複数職員による確認も不十分だったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、事務長を含めた複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立相模原弥栄高等学校	令和6年8月27日（令和6年5月16日職員調査）	（不適切事項） 1 予算の執行において、防犯カメラ増設工事代1件、396,000円の執行に当たり、防犯カメラの購入に要する経費（110,000円）については「（節）備品購入費」とすべきところ、設置費と併せて全額を「（節）需用費」で執行していた。 2 契約事務において、物品の購入を含む防犯カメラ増設工事契約（予定価格429,000円）の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、見積書のチェックが不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、見積書を入手した段階で金額及び節について事務室内で確認することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 契約事務については、見積書のチェックが不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことが

		該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。 3 財産管理事務において、令和4年度及び令和5年度に実施した、サッカーグラウンド照明改修工事ほか4件（契約額計4,268,000円）について、固定資産取扱要領第3条第30号に規定される資本的支出を行ったときに必要な工作物台帳価格の再算定及び神奈川県県有財産規則第47条の規定に基づく財産台帳の補正を行っていなかったため、工作物台帳価格が4,269,000円過小であった。 4 物品管理事務において、購入により取得した防犯カメラ（価格110,000円）について、出納の通知や備品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていなかった。	ないよう、予定価格を定める際に一者随意契約の可否について事務室内で確認することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 3 財産管理事務については、財産管理システムでの工作物台帳自体を認識していなかったことによるものであり、令和6年7月1日に工作物台帳を補正した。 今後は、このようなことがないよう、財産取扱主任研修には担当者が必ず参加するほか、事務室内でも研修内容の情報共有を図ることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 4 物品管理事務については、見積書のチェックが不十分であったことによるものであり、令和6年7月1日に備品台帳の補正を行った。 今後は、このようなことがないよう、見積書を入手した段階で登録する台帳について事務室内で確認することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立神奈川総合産業高等学校	令和6年7月1日（令和6年5月16日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、校内害虫駆除業務代ほか1件（支払額計196,350円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。	不適切事項については、履行確認に関する記録の作成が必要であるとの認識はあったものの、担当者が作成を失念したことに加え、決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものであり、改めて履行内容の確認を行ったうえで令和6年5月20日に履行確認に関する記録の作成を行った。 今後は、このようなことがないよう、本件の内容を所属として共有し、複数の職員による確認体制を強化する事により再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立上	令和6年9月	（不適切事項）	

鶴間高等学校	6 日（令和 6 年 4 月 15 日職員調査）	財産管理事務において、自動販売機等の設置に係る教育財産の使用許可 1 件について、使用料の算定を誤って許可し、これを修正するための変更許可が 3 月を超えて遅延していた上、許可日を遡っていた。	不適切事項については、財産管理事務及び関係規定の確認が不十分であったことに加え、該当年度が閏年であることを失念したまま使用許可手続を行い、事務処理の見直しを十分に行わないまま次年度の使用許可更新手続時に誤りが判明し修正の事務処理を行ったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、財産管理事務への理解を深め、閏年年度には、特に注意が必要であることを認識するとともに、事務処理が完了した使用許可手続についても定期的に見直しを行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立横須賀高等学校	令和 6 年 7 月 2 日（令和 6 年 4 月 26 日職員調査）	（不適切事項） 事務事業の執行において、昭和 34 年から横須賀高等学校本館（A 棟）に設置していた高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品である投光器（水銀灯）用安定器 2 台について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく保管等の届出を長期にわたり行っていなかった。また、同法施行令に定める期間内に処分の委託を行っていなかった。	不適切事項については、担当者がポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の認識不足に加え、所属における高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を十分に確認しなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立海洋科学高等学校	令和 6 年 9 月 5 日（令和 6 年 4 月 26 日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、湘南丸船舶局及び船舶地球局定期検査請負契約（契約額 2,402,000 円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。	不適切事項については、担当者の神奈川県財務規則に対する理解が不足していたことに加え、決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、所属として同規則に対する正しい理解を共有するとともに、決裁過程において、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組

			み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立追 浜高等学校	令和6年7月 11日（令和6 年4月26日職 員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、天吊り 型スクリーン設置工事代1件、 275,000円の執行に当たり、 「（節）需用費」とすべきところ、 「（節）工事請負費」で執 行していた。	不適切事項については、天吊 り型スクリーン設置工事代の執 行に当たり、節の確認が不十分 であったことによるものであり、 令和6年5月31日に科目更 訂を行った。 今後は、このようなことがな いよう、複数の職員による確認 体制を強化することにより再発 防止に取り組み、適正な事務執 行に努める。
神奈川県立津 久井浜高等学 校	令和6年8月 2日（令和6 年4月26日職 員調査）	（不適切事項） 契約事務において、物理室ほ か3室の理科実験台修理工事 （予定価格計5,717,000円）に ついて、一括して競争入札によ り契約者を決定すべきところ、 物理室（同1,221,000円）、化 学室Ⅰ（同1,712,000円）、化 学室Ⅱ（同1,584,000円）及び 生物室（同1,200,000円）に分 割し、それぞれ見積合せにより 随意契約を締結していた。	不適切事項については、担当 者が工事を一括して発注するこ との検討を行っていなかったこ とに加え、決裁過程におけるチ ェック機能も働いていなかった ことによるものである。 今後はこのようなことがない よう、所属として契約に関する 正しい理解を共有するととも に、決裁過程において、複数の 職員による確認体制を強化する ことにより再発防止に取り組 み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立横 須賀南高等学 校	令和6年6月 5日（令和6 年4月16日職 員調査）	（不適切事項） 契約事務において、体育館屋 根側溝内防水改修工事（契約額 2,288,000円）の履行確認に当 たり、神奈川県財務規則に基づ き検査調書を作成しなければな らない場合に該当するにもかか わらず、これを作成していなか った。	不適切事項については、担当 者の神奈川県財務規則に対する 理解が不足していたことに加 え、決裁過程におけるチェック 機能も働いていなかったこと によるものであり、令和6年10 月22日に検査調書を作成した。 今後は、このようなことがな いよう、所属として、同規則に 対する正しい理解を共有すると ともに、決裁過程において、複 数の職員によるチェックの徹底 により再発防止に取り組み、適 正な事務執行に努める。
神奈川県立湘 南高等学校	令和6年6月 11日（令和6 年4月26日職 員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、教育財 産の目的外使用許可に伴う使用	不適切事項については、担当 職員の収入科目についての理解

	員調査)	料及び光熱水費の立替収入1件、10,604円について、光熱水費(6,080円)の立替収入については、(目)教育立替収入とすべきところ、使用料と併せて全額を(目)教育使用料で収入していた。	不足及び複数職員による確認が不十分であったことによるものであり、令和6年4月26日に科目更訂を行った。 今後は、このようなことがないよう、進行管理表に収入科目を明記し、収入科目についての共通理解と複数職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立藤沢清流高等学校	令和6年6月3日(令和6年4月26日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に伴う光熱水費の立替収入4件、61,527円について、調定が3月を超えて遅れていた。	不適切事項については、年度途中で退職した前担当職員からの引継ぎが不十分であったことに加え、引継ぎを受けた事務長の認識不足及び当該業務の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、立替収入事務を正しく理解するとともに進行管理を徹底し、立替収入事務を速やかに行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立鶴嶺高等学校	令和6年8月15日(令和6年5月7日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、令和5年度予算で執行する鶴嶺高等学校機械警備業務委託契約(契約総額1,848,000円、契約期間:令和5年4月1日から令和10年3月31日まで)及びエレベーター保守点検業務委託契約(契約額198,000円)について、会計局長通知に反し、令和4年度である令和5年3月17日及び同月29日に契約を締結していた。	不適切事項については、担当者が会計局長通知の内容を誤認していたことに加え、決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、所属として同通知に対する正しい理解を共有するとともに、決裁過程において、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立大和高等学校	令和6年6月20日(令和6年5月8日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、生徒用ロッカー購入代ほか1件(支払額計5,456,407円)の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければ	不適切事項については、担当者の神奈川県財務規則に対する理解が不足していたことに加え、決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことに

		ならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。	よるものである。 今後は、このようなことがないように、所属として同規則等に対する正しい理解を共有するとともに、決裁過程において、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立大 和南高等学校	令和6年8月 28日（令和6 年5月8日職 員調査）	（不適切事項） 1 予算の執行において、仮設校舎に設置した自動販売機設置場所貸付契約に係る貸付料1件、4,695円について、（款）諸収入（項）雑入（目）雑入（節）教育費雑入とすべきところ、（款）財産収入（項）財産運用収入（目）財産貸付収入（節）土地建物等貸付収入で収入していた。 2 支出事務において、令和元年度授業料に係る過誤納還付金1件、29,700円について、誤徴収した日から1年を超えて還付していた。 3 契約事務において、物品運搬業務委託ほか1件（契約額計4,587,000円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、担当者の執行科目に対する理解が不足していたことに加え、決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものであり、令和6年5月31日に科目更訂を行った。 今後は、このようなことがないように、本件誤りの内容を所属として共有し、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 支出事務については、就学支援金及び授業料事務の進行政管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認及び進行政管理体制を強化するとともに、就学支援金及び授業料事務マニュアル、神奈川県財務規則への理解を深めることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 3 契約事務については、担当者の神奈川県財務規則への理解が不十分であったことによるものであり、令和6年5月8日に検査調書を作成した。 今後は、このようなことが

			ないよう、所属として検査調書に係る根拠規定に対する正しい理解を共有するとともに、決裁過程において複数の職員による確認の徹底を図ることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立大和東高等学校	令和6年7月2日（令和6年5月8日職員調査）	（不適切事項） 歳計外現金事務において、部活動インストラクター謝礼に係る所得税及び復興特別所得税1件、3,983円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。	不適切事項については、所属の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、グループウェアでスケジュール管理を事務室全員で行うとともに、管理職にも情報共有を図ることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立大和西高等学校	令和6年6月24日（令和6年5月8日職員調査）	（不適切事項） 1 支出事務において、県立学校渉外費1件、5,000円について、前渡金精算報告が3月を超えて遅れていた。 2 契約事務において、校舎床ワックス清掃委託契約（契約額499,400円）の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、複数の職員による確認や管理職による進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、進行管理表により各職員の業務の進行状況を共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 契約事務については、担当者が決裁文書に記載した誤った予定価格を十分に確認せず回議したことに加え、決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、担当者の文書記載内容の確認とともに、決裁過程において、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適

			正な事務執行に努める。
神奈川県立中央農業高等学校	令和6年7月25日（令和6年5月7日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、3棟1階農業実習室ほか2室のエアコン取付工事（予定価格計2,999,700円）について、一括して競争入札により契約者を決定すべきところ、3棟1階農業実習室（同999,900円）、2棟2階園芸第1実験室（同999,900円）及び2棟1階畜産第1実験室（同999,900円）に分割し、それぞれ見積合せにより随意契約を締結していた。	不適切事項については、担当職員の契約事務に関する知識が不十分であったことに加え、契約事務処理の過程におけるほかの職員の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、今回の不適切事項の内容を事務室内で共有することにより再発防止に取り組み、適正な事務処理に努める。
神奈川県立座間高等学校	令和6年9月2日（令和6年5月16日職員調査）	（不適切事項） 1 契約事務において、グラウンド用防球ゲージ売買契約（契約額1,859,000円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。 2 財産管理事務において、神奈川県立座間高等学校グラウンド照明設備等設置工事により新設した照明設備6件（取得価額計1,829,418円）及び処分した照明設備1件（台帳価格999,000円）について、神奈川県県有財産規則第47条の規定に基づく工作物に係る県有財産台帳の補正を行っていなかった。 3 事務事業の執行において、令和5年度卒業証書の筆耕に係る契約（契約額67,804円）について、神奈川県個人情報取扱事務委託基準の対象となる契約であり、同基準に定める個人情報保護の観点からの措置が必要と考えられる場合に該当することから、契約書等を作成し、同基準に準じて受注者に引き渡した個人情報	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、担当者の神奈川県財務規則に対する理解が不足していたことに加え、決裁過程における確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、所属として神奈川県財務規則に対する理解を共有するとともに、決裁過程において、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 財産管理事務については、担当者の神奈川県財産規則に対する理解が不足していたことに加え、担当職員に事務を任せきり、管理職を含めた複数の職員による確認体制が不十分であったことによるものであり、令和6年8月23日に県有財産台帳を補正した。 今後は、このようなことがないように、所属として神奈川県財産規則に対する理解を共有するとともに、財産異動に係る進行管理表を作成し、複

		の返還など個人情報保護のための措置を講じる必要があったにもかかわらず、これを作成していなかった。	数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 3 事務事業の執行については、担当者の神奈川県個人情報取扱事務委託基準の改正通知への理解が不足していたことに加え、決裁過程での確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、所属として同改正通知に対する情報を共有するとともに、決裁過程において、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立綾瀬西高等学校	令和6年6月19日（令和6年5月8日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、折畳式バスケット装置の購入ほか1件（契約額計7,370,000円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。	不適切事項については、神奈川県財務規則に対する理解が不足していたものであり、令和6年5月9日に検査調書を作成した。 今後は、このようなことがないよう、研修の受講等を通じ、所属として同規則の理解を深めるとともに、根拠資料を添付することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立中原支援学校	令和6年4月12日及び9月13日（令和6年3月1日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、令和5年度機械警備業務委託（契約額369,600円、契約期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）について、校舎の耐震補強工事の完了時期となる令和5年10月に合わせた契約期間とするなどし、その後に新たな契約を開始することにより、仮設校舎からの移転に伴う機器の撤去及び再設置に係る費用が当該契約額に含まれるため不要となること、令和5年度末までの契約期間としたことにより、機	不適切事項については、校舎の耐震補強工事の完了時期を考慮して機械警備業務委託契約を行っていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、所属内で本件事例について情報共有するとともに、担当職員が工事の経費削減が図れるよう意識向上を図り、決裁者も経費削減の観点を持ち決裁を行うことにより再発防止に取り組み、適切な事務執行に努める。

		器の撤去費用338,800円、再設置に係る費用1,496,000円、計1,834,800円の支出を要することとなり、不経済な執行となっていた。	
神奈川県立平塚支援学校	令和6年7月24日（令和6年5月13日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、医療衛生用品購入代2件、156,965円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。	不適切事項については、支払手続の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、案件ごとの決裁期限を明確にするとともに、職員の業務の進捗状況を共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立伊勢原支援学校	令和6年7月24日（令和6年5月13日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、南棟和室改修工事（契約額2,310,000円）について、固定資産取扱要領第3条第30号に規定される資本的支出を行ったときに必要な建物台帳価格の再算定及び神奈川県有財産規則第47条の規定に基づく財産台帳の補正を行っていなかったため、建物台帳価格が2,310,000円過小であった。	不適切事項については、建物の内装改修工事に係る資本的支出を行ったものを修繕費（費用）と誤認したものであり、令和6年5月16日に建物台帳価格の補正を完了した。 今後は、このようなことがないよう、地方公会計マニュアル（固定資産取扱編）を十分に確認し、不明瞭な事項は、所管課に確認の上、事務手続を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立えびな支援学校	令和6年5月7日（令和6年3月22日職員調査）	（不適切事項） 1 財産管理事務において、共架電線2本に係る教育財産の目的外使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和5年3月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額56,840円のうち15,209円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。 2 歳計外現金事務において、地域支援事業研修会講師謝礼	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 財産管理事務については、管理する電柱の使用状況の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、定期的に管理する財産の確認を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 歳計外現金事務については、新年度において担当者間の引継が不十分となっていた

		金に係る所得税及び復興特別所得税 1 件、1,327円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。	ため処理に漏れが生じたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、担当者間の連絡を密にし、毎月初めに当月分の有無について複数で相互に確認することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立座間支援学校	令和 6 年 7 月 2 日（令和 6 年 5 月 16 日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、エアコン修理代 1 件、45,100 円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。	不適切事項については、支払手続の複数の職員での確認や、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、進行管理を共有し、決裁状況の確認を行うなど、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。